

「インバウンド向けグッズ EXPO 2026」
和歌山一番星ブース装飾等業務 委託仕様書

下記のとおり開催される展示商談会「インバウンド向けグッズ EXPO 2026」（以下「インバウンド」という。）での和歌山一番星アワード（以下「一番星」という。）ブース出展に伴う装飾を中心とした下記の業務を行う。

記

1. 展示会について

展示会名	インバウンド向けグッズ EXPO 2026
開催期間	令和8年10月7日（水）～10月9日（金） 搬入日：10月6日（火）
開催場所	東京ビッグサイト（東京都江東区有明3丁目11-1）
出展対象	令和7年度 和歌山一番星アワード 認定事業者 (https://ichibanboshi.pref.wakayama.lg.jp/products/)
出展小間数	4小間（12.0m×5.4m） ※3面開放
出展事業者	10社予定 ※5月下旬頃決定予定。出展者一覧は本委託業務の募集ページに掲載する。
備考	本展示会では来場者に対し販売が行える。

2. 委託業務内容

（1）概要

- ア 一番星ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤去
- イ その他一番星ブースの企画、設営に必要な業務

（2）詳細

- ア ブース全体の装飾
 - （ア）来場者に対し、出展事業者の製品を効果的にアピールし、商談機会の創出につながる装飾デザインとすること。ターゲット来場者層は、和歌山で作られたこだわりの逸品や掘り出し物・新商品を探すバイヤーを想定すること。
 - （イ）会場内の一番星ブースの出展位置は別添資料1を参照すること。来場者動線を考慮し、広い通路側を通りかかる来場者に対し、一番星のブースが出展していることが伝わるよう、インパクトを持たせること。
 - （ウ）装飾デザインに使用するロゴは、別添資料2のデータを使用すること。なお、ロゴをブースデザインに組み込む際、ロゴ本体のデザイン変更（色・フォント等）は一切行えないが、「和歌山一番星アワード」や「和歌山一番星」など、テキストとして使用するにあたっては、世界観を統一した上で自由にフォントや色などを選ぶことができる。また、ブースの基調色はロゴと統一感のある色を選ぶこととし、モチーフとして「★」を効果的に取り入れること。

- (エ) 一番星ブースであること、和歌山県からの出展であることが一目でわかるように工夫すること。
- (オ) 会場内でブース全体が沈み込まないよう、照明器具を効果的に設置すること。
- (カ) ブース全面にパンチカーペットを敷くこと。
- (キ) 一番星の認定商品（全 20 商品）を陳列する「集合展示エリア」を設置すること。来場者による写真撮影を念頭に置き、1 枚の写真に認定商品すべてが収まるよう、コンパクト且つ SNS 映えする展示エリアを演出すること。
- (ク) その他の装飾にかかる注意事項については、昨年の同展示会の装飾規定（別添資料 3）を参照すること。なお、最新の装飾規定については令和 8 年 7 月頃に公開されるため、受託後に装飾内容を修正する必要性が生じた場合は、予め財団担当者へ修正点を確認した上で適宜対応すること。

イ 出展事業者スペースの装飾

- (ア) 一番星ブースに出展する事業者は、認定商品以外の自社商品を最大 4 商品出展することができるため、最大 5 アイテム陳列できるように出展事業者スペースを設けること。
- (イ) 出展事業者が出展物を展示しやすく、商談・即売を行いやすい什器配置とすること。
- (ウ) 出展事業者の出展位置によって、著しい不平等が生じないようにすること。
- (エ) 備品として以下の①～④を備え付けること。

① 展 示 台：1 台以上。展示台スペース（展示台の平面面積合計）は 1.5 m²程度を目安とするが、他の提案がある場合はこの限りでない。また、展示台下には出展事業者の荷物を収納できるようにすること。

② P R パネル：出展事業者の認定商品写真、キャッチコピー等が入ったパネル。来場者動線を考慮し、通りがかる来場者に効果的に内容を訴求できる設置位置、大きさとする。キャッチコピーの文字数は 10 字程度を想定する。なお、ブース全体を効果的に魅せるために、P R パネルを設置しない、又は掲載内容を大幅に変更する提案等も可能とするが、提案時に意図と効果を説明すること。

③ 照 明 器 具：出展商品および P R パネルが効果的に視認できるように設置すること。

④ コンセント：100V、2 個口

- (イ) 上記に掲げる備品以外で、出展事業者から追加の備品使用について希望があった場合は、可能な限り対応すること。なお、追加手配にかかる費用については受託者と出展事業者間で直接やりとりすることとし、財団は一切関与しない。
- (ウ) 使用する什器にシステム部材を用いる場合は、必要に応じてシートを貼り付けるなど、使用感を減らすように工夫すること。

ウ ストックヤード、給排水設備等の設置

- (ア) 出展事業者、財団担当者等の荷物を置ける最低限のストックヤードを設置すること。また、備品として以下の①～④を備え付けること。

① テ ー ブ ル：1 台。休憩時に使用できる最低限のもの。

② 椅 子：2 脚以上。折り畳みできるもの。

③ 荷 物 棚：1 台以上。

④コンセント：100V、2 個口

(イ) 食品事業者が試食提供を行えるよう、共用の給排水設備（シンク）、500L 程度の冷蔵庫 1 台をストックヤード内に備え付け、使用できる状態にすること。

エ 運営管理体制

(ア) 財団及び出展事業者との連絡調整を行った上で、展示会事務局に対して、備品の配置、設営工事及び許可申請書類等の各種申請書類を提出すること。

(イ) 設営及び展示会開催期間中に運営管理に係る問合せや不測の事態が生じた場合において、直ちに現場に駆けつけ、対応できる体制であること。

オ 費用負担

上記イ（イ）に記載する追加備品に関連する費用以外のすべての装飾、備品、電気代、会期中の小間内清掃・ゴミ処理代及び搬入出等を含む経費の支払を行うこと。

カ その他

(ア) 受託者は、令和 8 年 7 月 9 日（木）午後開催予定の「出展者向けオンライン説明会」で使用する運営等に係る資料を作成するとともに、当該説明会に出席の出展事業者に対して説明を行うこと。

(イ) 製作物の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）は、製作物の引渡しをもって財団に譲渡されるものとし、著作権者は、製作物に係る著作人格権を将来にわたり一切行使しないこととする。なお、財団が製作物のデータの提出を求めた場合は、速やかに提出するものとし、財団は、当該データを自由に再利用できるとする。

(ウ) 受託者は、契約締結時に財団に提出した企画提案書にのっとり業務を実施するとともに、事業担当者が必要な協議（報告を含む。）を行い、その指示に従うこと。

(エ) 契約締結後に生じた事由（参加事業者数の変更、装飾工事の設置基準の変更等）により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、受託者は、財団と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を財団に提出すること。

(オ) 上記（エ）に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、財団は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結することとする。